

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）
第二条第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年十一月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第1</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 次に掲げる成分を含有する医療機器（検査のための採血に用いる医療機器並びに当該成分及び当該成分中の感染性因子が直接身体に接触しない医療機器を除く。）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) ウシトロンビン</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)～(12)</u> (略)</p>	<p>別表第1</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 次に掲げる成分を含有する医療機器（検査のための採血に用いる医療機器並びに当該成分及び当該成分中の感染性因子が直接身体に接触しない医療機器を除く。）</p> <p>(1) ウシ血清アルブミン (新設)</p> <p><u>(2) ウロキナーゼ</u></p> <p><u>(3)～(11)</u> (略)</p>